

「観光香川おもてなし運動事業」委託業務の公募について（公告）

次のとおり、企画提案方式により、「観光香川おもてなし運動事業」委託業務の受託者を公募します。

令和6年8月16日

わがかがわ観光推進協議会
会長 池田 豊人

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名
「観光香川おもてなし運動事業」業務
- (2) 委託期間
契約締結の日から令和7年3月7日（金）まで
- (3) 委託限度額
2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 業務の内容
「観光香川おもてなし運動事業」委託業務仕様書のとおり

2 応募資格

委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する法人・団体で、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人・団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人・団体は、委託事業の対象者とはしないものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者。
- (4) 香川県税に滞納のない者
- (5) 業務実施に必要な実績、ノウハウを有しており、人員・組織体制が整っている者。

3 応募方法、応募資格要件の確認結果の通知及び企画提案書の提出

- (1) 別紙様式1の応募意思表明書を作成し、わがかがわ観光推進協議会まで持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。
 - ① 受付期間 令和6年8月16日（金）から令和6年8月30日（金）まで
（土・日曜日を除く。）

② 受付時間 8：30～12：00、13：00～17：15

③ 提出書類 応募意思表明書（別紙様式1） 1部

（添付書類）

・応募者概要書 **様式①** 1通

・応募者の法人登記事項証明書（現在事項証明書） 1部

・香川県税等（すべての税目）に滞納のない旨の証明書及び法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書 各1部

（2）応募意思表明書を提出した者全員に対し、9月2日（月）までに応募資格の確認結果を書面で通知します。

（3）応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

（4）応募資格要件適合者は、別紙様式2の企画提案書を作成し、わがかがわ観光推進協議会まで持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

① 受付期間 令和6年9月3日（火）から令和6年9月11日（水）まで

（土・日曜日を除く。）

② 受付時間 8：30～12：00、13：00～17：15

③ 提出書類 企画提案書（別紙様式2） 7部

（添付書類）

・計画書 **様式②** 7部

・見積書 **様式③** 7部

・詳細の分かる参考資料 7部

※ 企画提案書、計画書、見積書及び詳細の分かる参考資料については、原本となる1部を除き、法人名、所在地、代表者等法人が特定できる情報を記入しないこと。

4 説明会

本業務の企画提案を実施するにあたっての説明会は開催しません。

5 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

（1）提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

（2）提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。

（3）提出書類に虚偽又は不正があったとき。

（4）提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

6 質問の回答方法

質問については、公募開始日から令和6年9月2日（月）までFAX又はメールにて受け付けます（様式自由）。令和6年9月4日（水）に、応募資格要件に適合する者全員にFAX又はメールにて回答します。

7 選定方法

上記3(2)により提案者(上記2の応募資格要件適合者に限る。)から提出された企画提案書を審査基準に従って審査し、採用者を決定します。審査は書面により行います。

8 審査基準

審査は下記の各項目について評価基準による5段階評価とし、選定委員会の5名の委員の評価点をそれぞれ配分基準により計算し、全委員の合計点を各企画提案者の得点とします。得点が最も高い者を選定し、採用者として決定します。最高得点が2者以上となった場合は、評価項目のうち②及び③の2項目の合計得点が最も高い者を選定し、採用者とします。

(1) 評価項目

① 基本的な考え方

業務の趣旨、内容を十分に理解しており、委託者の考える目的の達成が期待できること

② 企画内容の具体性及び実現可能性

具体性及び実現可能性を伴った企画内容の提案がなされていること

③ 業務実績

過去の本委託業務と類似業務の受注実績及び当該業務の内容に係るノウハウが提示されていること

④ 事業遂行の安定性

業務の執行体制及び実施スケジュールについて具体的に示されており、業務の安定かつ着実な履行が期待できること

⑤ 所要経費の見積額の妥当性

提案された業務内容に対して、妥当な経費が計上されていること

(2) 評価基準

大変優れている = 5点、優れている = 4点、普通 = 3点、やや劣っている = 2点、劣っている = 1点

(3) 配点基準

評価項目名	配点
① 基本的な考え方	評価点(5点) × 加点倍率(1) = 5点
② 企画内容の具体性及び実現可能性	評価点(5点) × 加点倍率(3) = 15点
③ 業務実績	評価点(5点) × 加点倍率(3) = 15点
④ 事業遂行の安定性	評価点(5点) × 加点倍率(2) = 10点
⑤ 所要経費の見積額の妥当性	評価点(5点) × 加点倍率(1) = 5点
計	50点

(4) 下限の点数の設定

企画提案者の得点(選定委員の全委員の合計点)の下限の点数として150点を設定します。この点数を満たす企画提案がないときは、採用者なしとします。

9 その他

(1) 提出された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正は認めません。

(2) 企画提案書は、必要な範囲において、複製することがあります。

- (3) 企画提案書の著作権は、当該企画提案者に帰属しますが、採用された企画提案書の使用権は委託者に帰属することとします。
- (4) 採用者決定後は、採用者は委託者と十分に協議しながら当該業務内容を決定することとし、この過程において企画提案の一部を修正又は変更する場合があります。
- (5) 企画提案書及びその他の提出書類の作成等に関する経費は、提案者の負担とします。

10 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号（県庁東館5階）

わがかがわ観光推進協議会 担当者：沢井

TEL：087-832-3361 FAX：087-835-5210

E-mail：sc7386@pref.kagawa.lg.jp

11 スケジュール

令和6年	8月16日（金）	公告開始・質問受付開始
〃	8月30日（金）	公告終了・応募意思表示書受付締切
〃	9月2日（月）	応募資格要件の確認結果通知・質問受付締切
〃	9月4日（水）	質問への回答
〃	9月11日（水）	企画提案書の受付締切
〃	9月中旬頃	審査結果通知
〃	9月中旬頃	見積書徴収・契約締結

※上記スケジュールについては現段階での予定であり、変更されることもあります。

※契約については、審査結果通知日以降、受託者との協議を踏まえて締結することとします。